

第 10 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定 業務委託仕様書

1. 委託業務名

第 10 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務

2. 目的

本業務は、第 9 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画期間が令和 8 年度で終了することから、令和 9 年度を初年度とする第 10 期桜川市高齢者福祉計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画含む）・介護保険事業計画（以後「第 10 期計画」という。）を一体のものとして策定するにあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に支援業務を委託するものである。

なお、第 10 期計画は、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を包含するものとする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（アンケート調査業務については、契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとする）

4. 業務内容

【令和 7 年度業務】

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理・分析

高齢者福祉・介護保険・成年後見制度・認知症施策をめぐる施策動向、桜川市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、桜川市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

＜基礎統計データ＞

- ①介護保険事業状況調査（要介護度別認定者数、居宅サービス利用者等）
- ②国勢調査関連調査（高齢者人口、高齢夫婦世帯数、高齢者単身世帯比等）
- ③住民基本台帳調査（住民基本台帳世帯伸び率、自然増加率、社会増加率等）
- ④保健衛生関連調査（疾病率、受療率、医療費等）

（2）アンケート調査

調査票の内容は、国が示す各種調査に係る手引き等に十分留意し、調査票の設計から結果の集計及び分析、報告書の作成までの次に挙げる業務を行う。また、以下の内容は、成年後見制度利用促進基本計画および認知症施策推進計画を包含する視点で設計し実施すること。

A 日常生活圏域ニーズ調査

①対象者

桜川市に居住する65歳以上で介護認定区分が無認定から要支援2までの方 2,400人

②調査項目

国が示す「日常生活圏域ニーズ調査」の調査項目に加え、桜川市独自の調査項目を桜川市と受託者で協議の上、調査項目を決定する。

③調査票の作成

調査票の設計、作成及び印刷業務を行う。

送付用封筒（角2号封筒）及び返信用封筒（長3号封筒）の調達、作成及び印刷業務を行う。

封筒を色分けする等、日常生活圏域ごとに調査及び集計ができるよう工夫すること。

インターネットでの回答ができるよう対応すること。この際、郵送による回答と重複がないよう対応すること。

④調査方法

郵送による配布・回収とし、桜川市が提供した対象者リストを元に宛名ラベルを印刷し、調査票等の封入・封緘作業を行い、発送を行う。

郵送料は受託者が負担し、回収先は桜川市、回収率は50%を想定する。

⑤調査結果の集計・分析・考察

回収した調査票からデータの入力を行い、単純集計及びクロス集計を実施する。なお、自由回答欄における内容も入力し、分析方法を桜川市と受託者で協議の上、集計・分析・考察を実施する。

また、国から示される「データ送信用ファイル入力仕様書」に従って入力したデータファイルを作成し、地域包括ケア「見える化」システムに登録できるよう支援する。

⑥調査結果報告の作成

調査結果報告書の構成は、桜川市と受託者で協議の上、A4版両面刷にわかり易い表やグラフを用いて作成する。

B 在宅介護実態調査

①対象者

在宅で生活している要支援、要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方の家族 600人

②調査項目

国で示す「在宅介護実態調査」の調査項目及び桜川市独自の調査項目について、桜川市と受託者で協議の上、調査項目を決定する。

③調査票の作成

調査票の設計、作成及び印刷業務を行う。

送付用封筒（角2号封筒）及び返信用封筒（長3号封筒）の調達、作成及び印刷業務を行う。

封筒を色分けする等、地域ごとに調査及び集計ができるように工夫すること。

④調査方法

郵送による配布・回収とし、桜川市が提供した対象者リストを元に宛名ラベルを印刷し、調査票等の封入・封緘作業を行い、発送を行う。

郵送料は受託者が負担し、回収先は桜川市、回収率は80%を想定する。

⑤調査結果の集計・分析・考察

回収した調査票からデータの入力を行い、単純集計及びクロス集計を実施する。なお、自由回答欄における内容も入力し、分析方法を桜川市と受託者で協議の上、集計・分析・考察を実施する。また、国が提供する「自動集計分析ソフト」を活用して分析も行う。認定情報の利用及び関連付けについては、桜川市と受託者で協議の上、実施の可否を決定する。

⑥調査結果報告の作成

調査結果報告書の構成は、桜川市と受託者で協議の上、A4版両面刷で、わかり易い表やグラフを用いて作成する。

C 介護事業所等を対象としたアンケート調査

①対象者

居宅介護支援事業所等を対象とする在宅生活改善調査（約15件）

老人ホーム等の施設を対象とする居所変更実態調査（約15件）

介護事業所を対象とする介護人材実態調査（約30件）

②調査項目

国で示す調査項目及び桜川市独自の調査項目について、桜川市と受託者で協議の上、調査項目を決定する。

③調査票の作成

次項に記載の郵送による回答方式の場合は、調査票の設計、作成及び印刷業務を行う。また、送付用封筒（角2号封筒）及び返信用封筒（長3号封筒）の調達、作成及び印刷業務を行う。

電子ファイルによる回答方式の場合は、調査票の設計、作成を行うこと。

④調査方法

郵送による配布・回収、電子ファイル(Excel調査票)による回答とする。具体的な調査方法の選定は、各調査ごとに桜川市と受託者で協議の上決定する。

■郵送による回答方式

桜川市が提供した対象リストを元に宛名ラベルを印刷し、調査票等の封入・封緘作業を行い、発送を行う。

郵送料は受託者が負担し、回収先は桜川市、回収率は95%を想定する。

■電子ファイルによる回答方式

受託者は、電子申請フォームの作成・QRコードの利用等によりインターネットでの回答ができるよう

対応すること。この際、郵送による回答と重複がないよう対応すること。回収先は桜川市とし、回収したデータを受託者へ電子データで送信する。また、各種データの收受・保管・取扱については桜川市情報セキュリティ基本方針に基づき、桜川市の求めるセキュリティ要件をすべて満たしていること。

⑤調査結果の集計・分析・考察

回収した調査票からデータの入力を行い、単純集計及びクロス集計を実施する。なお、自由回答欄における内容も入力し、分析方法を桜川市と受託者で協議の上、集計・分析・考察を実施する。

⑥調査結果報告の作成

調査結果報告書の構成は、桜川市と受託者で協議の上、A4版両面刷にわかり易い表やグラフを用いて作成する。

【令和8年度業務】

(1) 給付実績の集計・分析及び見える化システムへのデータ作成支援

桜川市が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の集計・分析を行う。なお今後、集計・分析が必要と思われる作業は都度、協議するものとし、桜川市が指示する集計・分析作業はすべて行うものとする。

(2) 現行計画の評価・課題分析

現行計画における実行管理や点検評価などのPDCAを実行しながら、関連分野の施策執行状況や介護事業者、各種団体等への意向調査を実施し、今後の課題を把握し分析を行う。

(3) 計画策定業務（人口推計・事業量・費用推計・計画の取りまとめ等）

第10期計画の前提となる将来人口および高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート（エクセル版を想定）により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

また、量の見込みに際しては前述の「在宅介護者の調査」の分析結果をもとに「本人の適切な在宅生活の継続」と「家族介護者の就労継続」の両立を支えるためにどのようなサービスが必要であるかを合わせて検討すること。さらに、認知症高齢者数の推計、認知症対応型サービス等の将来必要量を見込み、認知症初期集中支援チームおよび認知症地域支援推進員の支援体制整備状況の反映を行うこと。

取りまとめを要する主な調査・分析項目は次の通り。

- ・ 人口及び被保険者の推計（第1号被保険者数、第2号被保険者数の推計）
- ・ 要介護認定者高齢者数等の推計
- ・ 介護保険サービス見込み量及び介護保険料額の算出・確保策の提案
- ・ 都道府県へのワークシートに基づく見込量の報告支援
- ・ 認知症高齢者数の推計および対応サービスの見込み

- ・ 認知症施策に関連する地域支援体制（認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チーム等）の整備状況

これまでの調査結果を踏まえて第 10 期計画の基本課題や施策方向を整理し、介護保険法第 117 条第 2 項等に規定された本計画において定める必要がある事項、及び介護保険法第 117 条第 3 項等に規定された本計画において定めるよう努める事項のうち桜川市において定める事項を策定するため、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。必要に応じて、新たな基本理念や施策体系の見直しを行い、目標量達成のための重点事業を検討し、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、成年後見制度利用促進基本計画、認知症施策推進計画の四計画を包含する統合的な計画骨子案・素案として取りまとめる。計画骨子案は、計画策定委員会等からの意見等をもとに、計画素案として提出すること。

（４）パブリックコメントの実施支援

計画案がほぼ確定した段階でホームページ等を活用したパブリックコメントの公開資料を作成、実施を支援（実施アドバイス、意見への対応策の作成等）し、結果を計画案へ反映する。パブリックコメントの実施時期については、桜川市と協議のうえ決定することとする。

（５）計画案の校正

桜川市で確定した計画最終案を校正する。校正に関しては、責任者及び主任担当者とは異なる専門の校正員が実施すること。

（６）計画案の最終調整・納品

第 10 期計画の素案及び最終案の審議を経て、内容が確定した後、「第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画案」として、関連電子データとあわせ印刷原稿(印刷物、印刷電子データ)を納品するものとする。

【令和 7 年度・令和 8 年度共通】

（１）計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（令和 7 年度 1～2 回、令和 8 年度 2～3 回開催を想定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて会議に出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援や会議録等の作成を行う。計画策定委員会の意見等は、桜川市と協議の上、計画策定に反映させること。なお、内部会議についても会議資料の作成を行うものとする。

（２）計画策定に係る介護保険法等各種法令の改正に関する情報の提供

第 10 期計画の計画策定にあたり、介護保険法等各種法令の改正について、計画策定の基礎資料として、また、市条例・規則等改正の参考資料として、情報の収集及び提供を行う。

（３）認知症の人・家族等への意見の把握への支援

認知症の本人やその家族等の意見を計画に反映するため、市町村が実施する意見把握の場の企画・実施に

係る支援を行う。必要に応じて、ヒアリング手法に関する助言、記録の整理、意見要旨のとりまとめ等を行い、計画反映を支援する。

(4) 打合せ及び議事録

ア 受注者は、業務の着手に先立ち十分な打合せを行い、また業務中にも必要な都度協議を行い、目的達成に努めるものとする。

イ 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は桜川市と月1回以上打合せ（策定支援に係る打合せ等を含む。）を行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行う。

ウ 打合せ完了後は議事録をその都度提出するものとする。

5. 成果品

【令和7年度】

- (1) 日常生活圏域ニーズ調査に係る調査票、配布回収封筒一式
- (2) 在宅介護実態調査に係る調査票、配布回収封筒一式
- (3) 介護事業所等を対象としたアンケート調査に係る電子データ
（エクセル形式及びP D F形式及びWord形式によるC D - R又はD V D - R）・・・2部
及び調査票、配布回収封筒一式
- (4) アンケート調査報告書（A4版120ページ程度）・・・2部
- (5) アンケート調査報告書電子データ
（P D F形式及びWord形式によるC D - R又はD V D - R）・・・2部
- (6) アンケート調査回答入力データ電子データ
（エクセル形式又はC S V形式によるC D - R又はD V D - R）・・・2部

【令和8年度】

- (1) 第10期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画骨子案・素案・原案電子データ
（P D F形式及びWord形式によるC D - R又はD V D - R）・・・各2部
- (2) 第10期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画書・・・100部
（A4版150ページ程度、表紙4色、本文2色）
- (3) 第10期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画書電子データ
（P D F形式によるC D - R又はD V D - R）・・・2部
- (4) 第10期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画書（概要版）・・・1,000部
（A4版4ページ程度、4色カラー編集）
- (5) 第10期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画書（概要版）電子データ
（P D F形式によるC D - R又はD V D - R）・・・2部
- (6) 第10期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画書（広報・H P版）電子データ
（P D F形式によるC D - R又はD V D - R）・・・2部

【令和7・8年度共通】

- (1) 委員会に係る会議資料及び議事録に係る電子データ
(PDF及びワード形式によるCD-R又はDVD-R)・・・2部
- (2) 先進事例提供資料(1部)
- (3) 法律や制度などの動向資料(出力紙1部、データ納品)
- (4) 全国介護保険・高齢者福祉担当会議資料の要約版(出力紙1部)
- (5) その他桜川市が必要とする資料及び関係データ

6. その他

(1) 関係法令等

ア 本委託業務の受注者は、委託契約書及び本業務委託仕様書並びに関係法令に基づいて業務を行なわなければならない。

イ 本業務上知り得た情報等については、委託者の承諾なしに本業務以外で使用し、また、第三者に対して漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は、契約終了後も継続するものとする。

受託者の責により秘密が漏えいし、桜川市が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。

ウ 法令に明記なき事項については、桜川市と協議の上、その指示を受けるものとする。

(2) 資料等の貸与等

本委託業務の遂行上、調査すべき諸事項は受注者自らが行うが、既調査資料または文献等、桜川市が保有しているもので、業務の遂行上必要なものは貸与する。受注者が資料等の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、貸与された資料は委託業務完了時に全て桜川市へ返却するものとする。

(3) 著作権等

本業務で得られた成果品等の所有権、著作権及び利用権等各種権利は、次号に規定する権利を除き、すべて桜川市に帰属する。

また受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。受託者は市の許可なく成果品等を第三者に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

(4) 著作権等に関する例外

本契約の成果物の権利については、前号の定めに関わらず、成果物に含まれる受託者が従前から有していた著作物に関する権利(著作権法第27条及び第28条の規定の権利を含む。)は、譲渡の対象とならないものとする。

(5) 業務管理

ア 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため十分な経験を有する責任者及び主任担当者を配置するものとする。

イ 責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。

ウ 主任担当者は、高齢者福祉及び介護保険事業の知識を多く有し、かつ、桜川市又は他自治体等での福祉

に関する計画等の作成業務における経験が豊富で、積極的かつ的確な助言等が可能な者とする。

エ 業務遂行状況について桜川市より状況報告を求められた場合は、これに応ずることとする。

(6) 再委託の禁止

本業務は原則として受託者自らが実施し、全部の業務を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

(7) 成果品検査

受託者は、各年度の業務完了後、所定の手続を経て、桜川市の検査を受けなければならない。この場合において、桜川市から成果品が本業務に適合していないとして修正の指示があった場合には、速やかに措置を講じるものとする。

(8) 委託料

桜川市は、各年度の委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、年度ごとに一括して委託料を支払うものとする。

(9) セキュリティ対策

本業務において桜川市の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないよう細心の注意を払うものとする。また、送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

なお、本件受託にあたり、企業として、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格であるプライバシーマーク（JISQ15001）認証又は情報セキュリティマネジメント（ISO/IEC27001）認証審査登録がなされていることが望ましい。

(10) 瑕疵責任

受託者の責に帰すべき理由による成果品等の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに桜川市が必要と認める訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担するものとする。

(11) 疑義の解決

本業務委託仕様書に記載の事項に疑義が生じた場合、受注者は桜川市と十分な打合せ又は協議を行い、業務の遂行に支障が生じぬよう努めなければならない。